

介護予防短期入所療養介護(予防ショートステイ)利用料金表【在宅強化型(負担割合 1割)】

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●基本料金

(単位:円)

要介護度	療養室	介護保険対象	介護保険対象外				1日あたり 合 計 額
		一部負担額 ※1	特別療養室	利用者負担段階	居住費	食費 ※2	
要支援1	4人部屋	<u>752</u>	—	基 準 額	550	2,070	3,372
				第3段階②	370	1,300	2,422
				第3段階①	370	1,000	2,122
				第2段階	370	600	1,722
				第1段階	0	300	1,052
	2人部屋	3,000	3,000	基 準 額	550	2,070	6,372
				第3段階②	370	1,300	5,422
				第3段階①	370	1,000	5,122
				第2段階	370	600	4,722
				第1段階	0	300	4,052
	個 室	<u>710</u>	5,500	基 準 額	1,668	2,070	9,948
				第3段階②	1,310	1,300	8,820
				第3段階①	1,310	1,000	8,520
				第2段階	490	600	7,300
				第1段階	490	300	7,000
要支援2	4人部屋	<u>922</u>	—	基 準 額	550	2,070	3,542
				第3段階②	370	1,300	2,592
				第3段階①	370	1,000	2,292
				第2段階	370	600	1,892
				第1段階	0	300	1,222
	2人部屋	3,000	3,000	基 準 額	550	2,070	6,542
				第3段階②	370	1,300	5,592
				第3段階①	370	1,000	5,292
				第2段階	370	600	4,892
				第1段階	0	300	4,222
	個 室	<u>863</u>	5,500	基 準 額	1,668	2,070	10,101
				第3段階②	1,310	1,300	8,973
				第3段階①	1,310	1,000	8,673
				第2段階	490	600	7,453
				第1段階	490	300	7,153

※1 介護予防短期入所療養介護費、夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)の合計額。

一部負担額につきましては、1日あたりの目安となる金額であり、加算料金と合わせて1月分を算出するため多少の誤差が生じます。

※2 食費は、1日分の料金です。1食あたりは、朝食590円・昼食720円・夕食760円です。提供した分を朝・昼・夕に区分けしてご請求いたします。

※3 施設が所在する三鷹市は、介護保険制度上の3級地に該当し、この地域区分に基づいた金額です。

裏面に続く

介護予防短期入所療養介護(予防ショートステイ)利用料金表【負担割合 1割】

(3級地)

三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう

●加算料金

(1) 該当した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象			
算定項目	内 容	一部負担額	算定単位
送迎加算	居宅と施設間の送迎を行った場合	197	片道につき
療養食加算	糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合	9	1食につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	I 【基本型】施設で、在宅復帰・在宅療養支援等の指標が一定以上の場合	36	1日につき
	II 【在宅強化型】施設で、在宅復帰・在宅療養支援等の指標が一定以上の場合	49	
緊急時治療管理	緊急な医療が必要となり、施設において応急的な治療を行った場合	553	
個別リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーションを行った場合	256	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症により、在宅での生活が困難で緊急に入所した場合(入所日から7日以内)	214	
総合医学管理加算	診療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、退所時にかかりつけ医に情報を提供した場合	294	1月につき
新型コロナウイルス感染症特例評価	令和3年9月末まで、1月あたりの所定単位数の0.1%の単位数	利用単位数による	
介護職員処遇改善加算 I	当施設が介護職員の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数の3.9%の単位数)	利用単位数による	
介護職員等特定処遇改善加算 I	当施設が介護職員等の賃金改善等を実施している事業所としての基準に適合した場合(1月あたりの所定単位数の2.1%の単位数)	利用単位数による	

(2) 希望した場合に加算される料金です。

(単位:円)

介護保険対象外			
項 目	内 容	料 金	単 位
理美容代	訪問理美容(カット、パーマ、カラーリング等)	実費	1回につき
私物洗濯代	外部業者による洗濯	実費	1式につき
日常生活品費	身の回り品として日常生活に必要なものの費用	実費	1式につき
教養娯楽費	教養娯楽や行事にかかる材料費	実費	1式につき
文書料	医療情報提供書	3,000	1通につき
	その他証明書類	4,000	

※ 一部負担額につきましては、1日又は1回あたりの目安となる金額であり、基本料金と合わせて1月分の利用料金を算定するため多少の誤差が生じます。

※ 上記以外にも実費相当額のご負担をいただく場合がございます。(電気代など)